（文化庁地方展開企画調整官の設置期間の特例）

第九条　第八十六条第一項の地方展開企画調整官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（文化庁美術工芸品公開促進調査官の設置期間の特例）

第十条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［条を加える。］

（文化庁美術工芸品公開促進調査官の設置期間の特例）

第十一条　［同上］

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

厚生労働大臣　後藤　茂之

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・一五八
昭和十六年度	二一・三七五
昭和十七年度	二〇・六一八
昭和十八年度	一九・八八七
昭和十九年度	一九・一八一
昭和二十年度	一八・四九八
昭和二十一年度	一七・八三九
昭和二十二年度	一七・二〇二
昭和二十三年度	一六・五八六
昭和二十四年度	一五・九九二
昭和二十五年度	一五・四一七
昭和二十六年度	一四・八六二
昭和二十七年度	一四・三二六

改正前

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・一三五
昭和十六年度	二一・三五三
昭和十七年度	二〇・五九七
昭和十八年度	一九・八六六
昭和十九年度	一九・一六一
昭和二十年度	一八・四七九
昭和二十一年度	一七・八二〇
昭和二十二年度	一七・一八四
昭和二十三年度	一六・五六九
昭和二十四年度	一五・九七五
昭和二十五年度	一五・四〇一
昭和二十六年度	一四・八四六
昭和二十七年度	一四・三一〇